

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
大型車両整備用オートリフト	GW-B502401N	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成11年 7月14日
	変 更	令和 5年 7月24日
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する大型車両整備用オートリフト（以下，“オートリフト”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	規格	注記
1	24 t～26 t	3½ tトラック，7 tトラック，同系列車等
2	30 t～32 t	中SAM用発射装置，16式機動戦闘車，同系列車等
3	45 t～48 t	19式装輪自走155mmりゅう弾砲，同系列車等

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、大型車両整備用オートリフトとする。

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

NDS Z 8011 角形銘板

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通省

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 国土交通省

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 国土交通省

リフト点検資格認定制度 社団法人日本自動車機械工具協会

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

オートリフトは、主として車両の点検及び整備に使用する油圧シリンダ式及び埋め込み式のリフトであり，“公共建築工事標準仕様書（建築工事編）”，“公共建築工事標準仕様書（電気設備工事

編)”及び“公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）”に基づき既存の建物に設置した際、その機能を十分に発揮し、この仕様書の要求事項に適合しなければならない。

2.2 構造・形状

構造及び形状は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、大型車両に対応しなければならない。

なお、細部は、承認図面による。

2.3 機能・性能

機能及び性能は、表2によるほか、製造者の社内規格による。

なお、細部は、承認図面による。

表2—機能・性能

項目				規定		
				2 4 t～2 6 t (2 軸)	3 0 t～3 2 t (2 軸)	4 5 t～4 8 t (3 軸)
駆動方式				油圧ポンプ式		
性能	揚程			1 3 0 0 mm～1 5 0 0 mm		
	最大揚程までの上昇時間			6 5 秒～1 0 0 秒		6 5 秒～1 1 0 秒
	ポスト 間隔	最短時	前軸～後軸	2 5 0 0 mm～3 4 0 0 mm		—
			前軸～後軸前	—		2 2 0 0 mm～ 3 0 0 0 mm
			後軸前～後軸後	—		1 0 0 0 mm～ 1 2 0 0 mm
		最長時	前軸～後軸	8 0 0 0 mm～ 9 0 0 0 mm	9 0 0 0 mm以上	—
			前軸～後軸前	—		6 8 0 0 mm～ 8 5 0 0 mm
			後軸前～後軸後	—		1 5 0 0 mm～ 2 5 0 0 mm
	ポスト移動量			5 0 0 0 mm以上		4 5 0 0 mm以上
	ポスト径			2 5 0 φ 以上		2 0 0 φ 以上
操作方式				無線又は有線リモコン式（水位感知器付き）		
安全装置				自然降下防止装置付き（電動内蔵式）		

2.4 外観

外観は、使用上有害なきず、割れ、まくれその他欠陥がなく、各部の仕上がりは、良好でなければならない。

2.5 塗装

塗装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造者の社内規格による。

2.6 製品の表示

製品の表示は、GLT-CG-Z000001の2.3によるほか、オートリフトの見やすい箇所にNDS Z 8011の1種銘板を取り付ける。また、物品管理区分標識は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の図2aで規定する物品管理区分標識とする。

なお、細部は、承認図面による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 附属品

附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表3による。

なお、細部は、承認図面による。

表3－附属品

名称	数量			注記
	24 t～ 26 t	30 t～ 32 t	45 t～ 48 t	
製造者標準附属品	一式	一式	一式	ホイールドーリを除く。
特殊アクスルアタッチメント	4	4	－	幅280 mm×長さ150 mm×高さ340 mm以下、車両を安定に保持し、整備作業が円滑に可能な構造とする。また、受板はスライド式で、落下防止機能を要する。
特殊アタッチメントA	－	4	－	幅280 mm×長さ200 mm×高さ100 mm以下、車両を安定に保持し、整備作業が円滑に可能な構造とする。また、受板はスライド式で、落下防止機能を要する。
特殊アタッチメントB	－	4	－	幅360 mm×長さ280 mm×高さ70 mm以下、車両を安定に保持し、整備作業が円滑に可能な構造とする。また、受板はスライド式で、落下防止機能を要する。
バス用リジットラック	2	2	6	製造者標準附属品一式に含まれる場合は、調達の範囲外とする。
バス用リアアクスルアタッチメント	2	2	－	製造者標準附属品一式に含まれる場合は、調達の範囲外とする。
同上受板	2	2	－	
ホイールドーリ	a)	a)	a)	幅1100 mm×長さ1200 mm×高さ1400 mm以下、エアーポンプ又は手動ポンプ式、揚程450 mm、アーム傾斜±3度、質量90 kg以下、14.00R20のタイヤに対応可能な構造とする。

表3－附属品（続き）

名称	数量			注記
	2 4 t～ 2 6 t	3 0 t～ 3 2 t	4 5 t～ 4 8 t	
1 6 式機動戦闘車 用アタッチメント （固定側）	—	a)	—	幅 3 8 0 mm×長さ 2 3 0 0 mm×高さ 3 8 5 mm以下，耐荷重 1 6 . 0 t以上，移 動車輪付きで，1 6 式機動戦闘車を安定に保 持し，円滑な整備作業が可能な構造とする。
1 6 式機動戦闘車 用アタッチメント （移動側）	—	a)	—	幅 3 8 0 mm×長さ 2 3 0 0 mm×高さ 4 4 0 mm以下，耐荷重 1 6 . 0 t以上，移 動車輪付きで，1 6 式機動戦闘車を安定に保 持し，円滑な整備作業が可能な構造とする。
注 ^{a)} 数量は，調達要領指定書によって指定する。				

5.2 添付書類

添付書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，オートリフト 1 台につき表4による。

表4－添付書類

番号	名称	部数	注記
1	取扱説明書	各 1	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の7.1 a)による。
2	納入装備品等の契約不適合に 関する契約条項		G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の7.4による。

5.3 据付調整等

据付調整等は，調達要領指定書によって指定する。

なお，細部実施要領は，次による。

a) オートリフトの据付け，調整，機能及び性能確認を行う。

なお，据付け，調整，機能及び性能確認は社団法人日本自動車機械工具協会が認定するリフト
点検資格認定者を含む人員で実施する。

b) 使用者に対するオートリフトの基本的な取扱方法に関する説明を行う。

5.4 承認用図面

契約の相手方は，2.2，2.3，2.6及び5.1について，納入駐屯地ごと，承認用図面を作成し，契約担
当官等の承認を受けなければならない。

なお，作成及び提出の要領は，G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の箇条6による。

5.5 官側の支援

契約の相手方は，オートリフト納入に際し，官側の支援が必要となる事項がある場合は，契約担当
官等に申請し，官側の支援を受けてもよい。

5.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 8.3 による。